アセットオーナープリンシプルの受け入れ表明について

学校法人藤田学園は、アセットオーナー・プリンシプル(2024年8月28日内閣官房策定)の各原則を受け入れる旨を表明します。

アセットオーナー・プリンシプルは、アセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を 運用する責任(フィデューシャリー・デューティー)を果たしていく上で有用と考えられる共通の原則とさ れています。

本学園は、Fujita Vision2030「その時いちばん動ける藤田学園へ」の実現を図るため、将来の設備投資や 資金需要に備えることを目的として資金運用を行っております。アセットオーナー・プリンシプルの各原則 を受け入れることにより、本学園の資金運用の責任を果たすことに努めます。

【アセットオーナー・プリンシプルの原則】

アセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任 (フィデューシャリー・デューティー) を果たしていくために、

原則1.

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

原則2.

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

原則3.

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

原則4.

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報 提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

原則 5.

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。